

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 6. 3 政府交渉 要請書・回答集

2015年 6月 3日

外務大臣 岸田文雄殿
防衛大臣 中谷 元殿
環境大臣 望月義夫殿

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議	代表	藤田榮治
第四次厚木爆音訴訟原告団	団長	藤田榮治
第5次・6次小松基地爆音訴訟原告団	団長	出淵敏夫
第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団	団長	新川秀清
第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団	団長	島田善次
岩国爆音訴訟原告団	団長	津田利明
第9次横田基地公害訴訟原告団	団長	福本道夫
第2次新横田基地公害訴訟原告団	団長	大野芳一

基地爆音被害を解消し、基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める要請書

私たちは、全国各地に存在する米軍基地および自衛隊基地周辺で生活を営んでいる住民です。

私たちは、今日まで半世紀以上にわたり、これらの基地を使用する米軍機や自衛隊機の爆音による、身体的被害や精神的被害、生活破壊、航空機の墜落や部品落下事故、さらには地域発展の阻害など、「基地が存在すること故の様々な被害」を被ってきました。

私たちは、このような基地被害を解消し、「平和で静かな生活環境を取り戻す」ため、「基地を使用する航空機の夜間～早朝の飛行差し止め」、「爆音被害に対する損害賠償」などを求めて、1975年に小松基地周辺住民が、次いで横田、厚木、嘉手納、普天間、岩国の基地周辺住民が各地の地裁に提訴しました。そして、その後高裁から最高裁に至る裁判と判決を経て、「爆音は住民の受忍限度を超え、違法状態にある」との明確な司法の判断が、何度も示されてきました。

一方、こうした司法の判断が示されているにもかかわらず、歴代の政府は、違法状態にある基地被害の抜本的な解決を図ろうとしてきませんでした。

ところで、第二次安倍政権の誕生以来、国の基地問題に対する姿勢は、日米の米軍再編合意を含め、国防最優先を前面に押し出しています。それは、全国各地で行われるようになった低空飛行訓練をはじめとする最前線を想定した軍事訓練の実施が物語っています。

また、MV-22に続くCV-22オスプレイの日本配備について、日本政府は、去る5月9日にマスコミが発表し米政府が公表した後の5月11日になって、「米国政府から日本政府に対して、横田飛行場へのCV-22オスプレイの配備に関する接受国通報が行われた」という発表をしました。墜落事故等が多発し、国民の生命、財産を危機に陥れる恐れのあるオスプレイ配備問題について、日本政府が第三者のごとき対応をすることは、決して許されることではありません。

私たちは、政府が、憲法が保障している基本的人権、平和的生存権を、私たち基地周辺住民にも保障すべきであるとの思いを込めて、司法が示した「違法状態にある爆音被害」の早期解消を中心とした別紙の要求項目をまとめました。

貴職におかれましては、永年にわたり過酷な爆音被害に曝され続けている私たち基地周辺住民の願いを真摯に受け止めて、「爆音のない平和で静かな空」を一日も早く実現するために、誠意を持って今要求を検討され、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議宛に、文書をもって回答することを要請いたします。

【防衛省回答一覧】

1 基地運用に関する全国一律の基準を設けること。

【回答】 米軍基地の運用は我が国の防衛において重要一方で、騒音は重大な課題である。米軍の飛行場飛行の安全と住民安全を最大限に考慮し、順守を米軍に求めるよう努力していく。

2 日米合同委員会合意事項や政府関わった協定確認事項の遵守等、軍用機の市街地上空での訓練飛行および低空飛行をさせないこと。

【回答】 主な米軍飛行場における騒音については合同委員会で午後 10 時から翌午前 6 時まで制限されるという措置が実施されている。夜間訓練飛行については任務達成に必要な最小限におさえ、可能な限り住民への影響が最小限になっていると承知している。普天間・嘉手納に限らず航空経路は出来るだけ居住地域を避けるよう考慮している。米軍にも引き続き措置を順守するよう求めかける所存。

3 小松基地における市街地上空を飛行しない「中島方式」を遵守すること。

【回答】 自衛隊機が小松基地で離発着する方法は飛行の安全性の確保を前提としながら祐司会飛行をしながら可能な限り海側経路をとる（中島方式）をとり、気象条件等さまざまな条件により一定の幅は生じるが可能な限り市街地飛行をしないよう努力する。

4 オスプレイの配備・運用の中止、ハワイでの墜落事故の原因が判明するまで日本国内におけるオスプレイの飛行を禁止すること。

【回答】 オスプレイの配備は安全保障上重要。飛行運用については安全性・住民生活に最大限配慮し、MV 22 の安全性は 2012 年 4 月の合同委員会において確認。CV 22 についても MV 22 と同様、機体構造、基本性能は同様であり安全である。実際の配備は 2017 年後半だが、政府として引き続き横田周辺自治体に説明を行う。5 月 17 日のハワイでの墜落事故については、米側に着陸失敗原因情報を速やかに開示するよう申し入れ済みであるが、現段階では確定的原因は得られていない。現時点では、オスプレイには根本的欠陥はなく、MV 22 配備を中止すべき状況にはないと回答があった。

5 普天間基地掃除無条件撤去、辺野古・東村高江の新基地建設即時中止すること。

【回答】 住宅地の中にある普天間による住民への危険を排除するのが最大限。キャンプシュワブへの移転が有効と考え、これを進める。東村高江の新基地建設については、北部訓練場の早期の返還を求めるために、返還条件であるヘリコプター着陸帯の移設事業を行う必要があると考える。基地負担を軽減するため。

6 基地訴訟判決を尊重し更なる被害軽減策を講じること。75W 以上の地域の住民が住む住宅に対して、要望が有ればすべて防音工事実施すること。

【回答】 米軍飛行場における飛行訓練実施は不可欠なものと認識しているが、地域住民への騒音軽減は重要な課題である。これまでも米側には騒音の軽減について配慮するよう申し入れを行ってきたが、これからも求めていく。

防音工事は第 1 種指定地域が対象。それ以外の住宅も予算措置により対象としてきた。告示後住宅の拡張は今後も継続していく。

7 ①嘉手納基地への外来機乗り入れをやめさせること。

【回答】 外来機乗り入れも、乗り入れ目的が安保条約と整合性がある限り問題はない都認識してい

るが、公共の安全には最大限配している。米側には、嘉手納における騒音影響を軽減するよう申し入れはしており、今後も働きかけていく。

②実弾射撃訓練をやめさせること

【回答】 実弾射撃訓練は安保条約の目的達成において必要不可欠である。公共の安全には配慮するようはたらきかけていく。

③米軍戦闘機 F35 の日本配備をやめさせること

【回答】 平成25年10月の2+2の発表によって、2017年の配備が報道されているが、配置先は引き続き米側と協議中。正式な米側の通知がない限り情報は説明できないが得られ次第説明する。

④厚木から岩国への空母艦載機部隊移駐案の白紙撤回、愛宕山の米軍関連施設建設中止

【回答】 抑止力の維持のために米空母の全法展開能力が不可欠。厚木飛行場は他方人口密集地。騒音等の問題を解決することは必要。厚木飛行場の騒音問題を踏まえ、地元負担を軽減させつつ抑止力を維持するために重要。関係各地と協議をしつつ理解を得て進めていきたい。空母艦載機の厚木から岩国への移駐に必要なものである。

⑤岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟の具体的回復措置を講じること

【回答】 山口県からの意見を踏まえて、藻場干潟回復調査委員会を設置し回復に努めている。損失跡地を埋め戻す、築造物の整備や自然地盤をかさ上げする方法により回復を実施している。

⑥厚木基地訴訟判決における自衛隊機差止について、米軍機に対しても同様の措置をとる

【回答】 厚木基地は安保体制の基盤として重要。他方、厚木基地周辺は人口過密地であり、住民に負担をかけている。住民への影響を配慮し引き続き周辺対策を進めていく。

⑦米原子力空母ジョージ・ワシントンの交替艦としてロナルド・レーガンを配備させないこと。

【回答】 太平洋艦隊のプレゼンスはアジア太平洋地域の平和・安定に重要である。特に米軍空母は能力高くその中核となっており、その拠点を確認する必要が高いと考えている。

⑧横田基地内を目標として行われている人員降下・物資投下訓練を中止させること。

【回答】 これら訓練は安保条約目的達成のため能力維持のため必要である、実施にあたっては公共の安全に配慮し、安全確保に万全を期するよう米側に働きかける。

⑨横田基地へのCV22オスプレイの配備計画中止、CV22の横田基地配備決定と日本政府のかわりについて説明せよ

【回答】 経緯は、5月11日に通報があり、その内容を政府として自治体に説明することとした。それ以前については幅広く議論を行ってきたが、その内容を明らかにすることは先方の関係もあり控える。横田基地周辺自治体の理解を得られるよう丁寧に対応する。

【外務省】

6月3日午後2時から交渉の予定であったが、外務省側において「アポイントが取れていない。」ということで、要請に対する回答は用意できていないとのことであった。このような外務省の不誠実な対応に対し、厳重な抗議を行い、後日改めて回答するよう申し入れをした。

【環境省回答一覧】

1 自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること

【回答】 騒音対策について、適切にモニタリングすることが必要であり、平成24年マニュアルにそって運用していただいている。環境基準を達成するために発生源対策、周辺対策が実施できるよう自治体、防衛省などに働きかけている。

2 航空機騒音の環境基準設定にあたって、飛行時刻や飛行コース、運用基準等が特定されない軍事基地周辺地域について、より厳しい基準を設けること。

【回答】 平成24年策定、新しくてまだ評価できる段階ではない

3 航空機騒音の人体に及ぼす医学的影響について、早急に国費で調査を実施すること。また、低周波音の人体に及ぼす医学的影響については、早急に環境基準を設けること。

【回答】 騒音曝露も低周波について調査を行っている、その結果を検討し、必要に応じて長期健康影響について疫学調査は平成25年から久留米大学の石竹先生にしてもらっている。基地、航空機に特化したものではなく風力発電の低周波を使って研究している。

4 沖縄県辺野古と東村高江における環境破壊について早急に調査し、問題のある場合は、新基地建設を中止させること。

【回答】 辺野古は環境省が環境アセスメントを実施、東村高江については防衛省が自ら実施した。

ご意見はあるが、個別の事業について環境省が指導を行うことができない。要望にはお答えできない。

5 防衛省が行っている岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟を、回復措置が具体的に行われるように、環境省の立場から監視及び指導を行うこと。

【回答】 環境省が調査するものがない。